写

8環企第26号
令和8年8月25日

名古屋市環境審議会
会長　大鹿　聖公　様

名古屋市長　広沢　一郎

土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について（諮問）

本市では、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）に基づき、土壌及び地下水汚染対策を推進してまいりました。

現在、国において、法の見直しが検討されていること等この間の動向を踏まえ、条例につきましては、法との整合を図るとともに、条例独自の生活環境リスク管理の観点から現行制度を点検・評価し、見直しをする必要が生じてまいりました。

そこで、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）第26条の規定により、本市における土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。